

秋田県立大学図書館内施設等利用細則

平成18年4月1日
図書・情報センター長決定
改正 平成25年1月23日

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田県立大学図書館利用要領（以下「要領」という。）第20条の規定に基づき、秋田県立大学図書・情報センターの図書館（以下「図書館」という。）に設置している施設及び機器等（以下「施設等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格及び利用方法)

第2条 施設等を利用できる者及びその利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) グループ学修室

ア グループ学修室は、秋田県立大学（以下「本学」という。）の教職員、名誉教授及び学生が利用できる。ただし、本学の教職員、名誉教授及び学生と共同で利用する場合は、これら以外の者も利用することができる。

イ グループ学修室は、本学の教職員、名誉教授及び学生のグループによる学術研究、教育、学習及び大学運営上必要な業務のために利用することができる。

ウ グループ学修室の利用を希望する者は、グループの代表者が所定の申込書に必要事項を記入し、図書・情報センター長（以下「センター長」という。）に申し込まなければならない。

エ グループ学修室の利用を希望する者は、利用の1週間前から予約をすることができる。

(2) 研究閲覧ブース

ア 研究閲覧ブースは、本学の教員、名誉教授、大学院の学生及び研究生が利用できる。

イ 研究閲覧ブースは、学術研究及び教育のために利用することができる。

ウ 本学の教員、名誉教授、大学院の学生及び研究生は、使用されていない研究閲覧ブースを自由に利用することができる。

エ 研究閲覧ブースの1回の利用時間に制限は設けないが、利用希望者が多数いる場合には、係員の指示に従わなければならない。

オ 視聴覚機器が設置されている研究閲覧ブースについては、ア及びイの規定にかかわらず、当該機器を使用して視聴覚資料を視聴する場合に限り、本学の教員、名誉教授、大学院の学生及び研究生以外の者も利用できる。この場合には、次号の規定を適用する。

(3) AVコーナー

ア AVコーナーは、図書館を利用するすべての者が利用することができる。

イ AVコーナーは、本学が管理する視聴覚資料の視聴のために利用することができる。

ウ AVコーナーの利用を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長に申し込まなければならない。

エ 利用者は、係員から指定された視聴覚機器を使用しなければならない。

オ AVコーナーの利用は、原則として1回の利用につき視聴覚資料1点とするが、他に利用希望者がいないときは、続けて利用することができる。

カ 視聴覚機器の操作は、原則として利用者自身が行うものとするが、操作方法に習熟していないと認められる場合には、係員の立会いのもとで利用しなければならない。

キ 利用者は、利用を終えたときはテープ等の視聴覚資料を貸出しを受けたときの状態に戻して返却しなければならない。

ク 利用者は、視聴覚機器及び視聴覚資料に異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、係員に申し出なければならない。

(4) 蔵書検索コーナー

ア 蔵書検索コーナーは、図書館を利用するすべての者が利用することができる。

イ 蔵書検索コーナーは、図書館の蔵書データを検索するために利用することができる。

ウ 利用者は、使用されていない蔵書検索用コンピュータを自由に利用することができる。

エ 蔵書検索用コンピュータの1回の利用時間に制限は設けないが、利用希望者が多数いる場合には、係員の指示に従わなければならない。

オ 蔵書検索用コンピュータの操作は、原則として利用者自身が行うものとするが、操作方法に習熟していないと認められる場合には、係員の立会いのもとで利用しなければならない。

カ 利用者は、蔵書検索用コンピュータに異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、係員に申し出なければならない。

(5) CD-ROM検索コーナー

ア CD-ROM検索コーナーは、図書館を利用するすべての者が利用することができる。

イ CD-ROM検索コーナーは、図書・情報センターが整備したCD-ROM及びフロッピー・ディスク等の機械可読資料の閲覧のために利用することができる。

ウ CD-ROM検索コーナーの利用を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長に申し込まなければならない。

エ 利用者は、係員から指定されたCD-ROM検索用コンピュータを使用しなければならない。

オ CD-ROM検索用コンピュータの1回の利用時間に制限は設けないが、利用希望者が多数いる場合には、係員の指示に従わなければならない。

カ CD-ROM検索用コンピュータの操作は、原則として利用者自身が行うも

のとするが、操作方法に習熟していないと認められる場合には、係員の立会いのもとで利用しなければならない。

キ 利用者は、CD-ROM検索用コンピュータに異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、係員に申し出なければならない。

(利用時間)

第3条 施設等を利用できる時間は、要領第3条に規定する図書館の開館時間とする。ただし、蔵書検索コーナーは、要領第4条の2に規定する時間外利用の時間にも利用できる。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年1月23日から施行する。